横浜市建築物緑化認定証交付手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物の緑化の認定に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、都市緑地法(昭和48年法律第72号)、緑の環境をつくり育てる条例(昭和48年横浜市条例第47号。以下「緑条例」という。)、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例(平成3年12月横浜市条例第57号。以下「地区計画条例」という。)、横浜市緑化地域に関する条例(平成20年横浜市条例第39号)、横浜市開発事業の調整等に関する条例(平成16年3月横浜市条例第3号。以下「開発調整条例」という。)並びに各関係規則及び基準の例による。

(対象建築物)

第3条 緑化の認定の対象となる建築物は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 緑条例第9条の協議又は同条例第4条若しくは第6条に関する協議を行ったもの
- (2) 開発調整条例第18条第2項第4号又は第9号の開発事業計画同意基準協議を行ったもの
- (3) 地区計画条例第19条又は第20条の規定に適合するもの
- (4) 都市緑地法第35条又は第36条の規定に適合するもの
- (5) 建築物の敷地内の緑地について緑条例第8条の協定を締結したもの

(建築物緑化認定証の交付の請求)

第4条 緑条例第9条の協議又は同条例第4条若しくは第6条に関する協議を行った建築物を 所有又は管理する者は、緑化完了届出書の提出時に建築物緑化認定証交付請求書(第1号様式) を市長に提出するものとする。

- 2 開発調整条例第 18 条第 2 項第 4 号又は第 9 号の開発事業計画同意基準協議を行い、かつ建築物の建築を目的とする場合、開発事業者は、開発事業に関する工事の完了届の提出時に建築物緑化認定証交付請求書を市長に提出するよう努める。ただし、緑化等の完了時に建築物の建築が完了しない場合は、前項によるものとする。
- 3 都市緑地法施行規則(昭和49年建設省令第1号)第42条の規定に基づき都市緑地法第35条若しくは第36条の規定又は地区計画条例第19条若しくは第20条の規定に適合していることを証する書面の交付の申請(以下「適合証明申請」という。)を行う建築物を所有又は管理する者は、適合証明申請時以降に建築物緑化認定証交付請求書を市長に提出することができる。4 前条第5号に該当する建築物を所有又は管理する者は、工事が完了した際に建築物緑化認定証交付請求書を市長に提出することができる。

(建築物緑化認定証の交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条各項の規定による請求があった場合において、それぞれ次に掲げる基準

に適合していると認めるときは、当該請求者に対し、建築物緑化認定証(建築物緑化認定証(第2号様式)及び当該建築物掲示用のランク別ラベル(以下、「認定証」という。))を交付するものとする。

- (1) 前条第1項の規定による場合は、緑の環境をつくり育てる条例第9条の施行に関する基準 (以下「緑条例第9条の基準」という。)、緑の環境をつくり育てる条例第4条の施行に関する 基準(以下「緑条例第4条の基準」という。)又は緑の環境をつくり育てる条例第6条の施行に 関する基準
- (2) 前条第2項の規定による場合は、開発調整条例第18条第2項第4号又は第9号の同意の 基準
- (3) 前条第3項の規定による場合は、横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準又は横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく建築物の緑化率の制限に関する基準
- (4) 前条第4項の規定による場合は、緑地の保存等に関する協定に係る緑地の基準
- 2 前項にかかわらず、公共建築物については、緑条例第4条の基準第7条の適用を受けた場合は、交付しない。
- 3 認定証に表示されるランクは、別表に掲げる基準により行う。このとき、緑条例第9条の基準第9条第2号により仮想の建築物の敷地を設定した場合、仮想敷地面積を建築の敷地面積に代えて算定することができる。
- 4 建築基準法第86条第1項若しくは第2項又は第86条の2第1項の規定による認定を受けた複数の建築物については、同一敷地内にあるものとみなして認定証を交付することができる。
- 5 横浜市開発審査会提案基準(以下、「提案基準」という。)に基づき、認定証の交付を請求する場合、提案基準に定める緑地の確保に応じた認定証を交付することができる。
- 6 市長は、前条各項の規定による請求があった場合において、不交付の決定をしたときは、建築物緑化認定証不交付決定通知書(第3号様式)によりその旨を当該請求者に通知するものとする。
- 7 市長は、次のいずれかに該当するときは、認定証の交付を受けた者から認定証を返還させることができる。
- (1) 虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。
- (2) その他建築物緑化認定証を返還させることが適当であると市長が認めるとき。

(維持管理)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、認定証の交付の対象となった建築物を所有又は 管理する者に対し、当該認定緑化等の維持保全の状況について必要な報告を求めることができ る。

(委任)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、みどり環境局長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱の施行期日は、環境創造局長が定める。

附則

この要綱は、平成21年1月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年5月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年3月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年12月20日から施行する。

別表(第5条第3項)

	ランク 5%		10%	15%	20%	25%	30%
	緑化率	5%以上	10%以上	15%以上	20%以上	25%以上	30%以上
*	敷地面積100㎡当 たりの高木換算本 数の場合	0.5本以上	1本以上				

※横浜市開発事業等に関する条例第18条第2項第4号イを適用する場合

第1号様式 (第4条第1項、第2項、第3項、第4項) 建築物緑化認定証交付請求書

年 月 日

(請求先)

横浜市長

住所

請求者

氏名

横浜市建築物緑化認定証交付手続要綱第4条各項の規定により、建築物緑化認定証の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

証の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。										
建築物の										
建築物の所	区									
敷地面積	m²		緑地の面積			m²	緑化率			%
高木		本	中木			本	低木			本
	住所ス	又は所	在地							
緑地の管理 担 当 者		又は名 代表者 名					()		
事前協議		(□第4条 2 横浜市 3 横浜市 4 都市総	の基準 市開発事 市地区計 录地法第	□第6条の 業の調整等に	基準 こ関す こおけ 6条		準) (□第4号		9号) 19条又は20条	
	協議等番号			協議等成			さ立年月	日		
※以下の欄は記入しないでください。										
受付番号					受付年月日					
認定番号						認定年月日				
□認定証交付	ランク	r								
□認定証不交										

請求者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表 者の氏名を記入してください。

(A4)

 〇〇〇〇 第
 寿

 年
 月

 日

建築物緑化認定証

様		
	横浜市長	囙

横浜市建築物緑化認定証交付手続要綱に基づき交付の請求のありました建築物 について、以下のとおり認定し、建築物緑化認定証を交付します。

認定番号	第			号		
認定年月日	4	年	月	日		
建築物の名称						
建築物の所在地	区					
	認定ランク	(%以上。	•	本)	
	基準ランク	(%以上,	•	本)	
ランク	□ 1 緑の環境をつくり育てる条例第9条、第4条、第6条 (□第4条の基準 □第6条の基準 □第9条の基準) □ 2 横浜市開発事業の調整等に関する条例第18条(□第4号 □第9号)					
	□ 3 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第 19 条又は 20 条 □ 4 都市緑地法第 35 条又は 36 条 □ 5 緑の環境をつくり育てる条例第 8 条					

- 1 建築物緑化認定証の交付の対象となった建築物を所有又は管理する者は、ラベルを当該建築物またはその付帯施設の見やすい箇所に掲示してください。
- 2 当該緑化等の維持保全に努めてください。
- 3 この建築物緑化認定証は、請求時点での緑化を認定するものです。

(A4)

第3号様式 (第5条第5項)

建築物緑化認定証不交付決定通知書

様

横浜市長

印

横浜市建築物緑化認定証交付手続要綱に基づき交付の請求のありました建築物について、次の理由により建築物緑化認定証を交付しないことに決定しましたので通知します。

建築物の名称	
建築物の所在地	区
理由	

(A4)